

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月23日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
新吉田第二小学校 プール給水配管修理
- 2 履行場所
横浜市港北区新吉田町491-1
横浜市立新吉田第二小学校
- 3 契約日
令和7年6月17日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年6月23日
- 5 契約金額
154,000円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市港北区高田東4丁目11番21号
有限会社 佐藤工業所
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プールの給水配管の老朽化により、止水弁が機能せず漏水が起こっていることがわかつた。プール授業を行うために必要な設備であり、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立新吉田第二小学校